

山梨県公報

号外第四十二号

平成二十四年

七月六日

金 曜 日

目 次

- 山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県製菓衛生師法施行細則等の一部を改正する規則……………一
- 公安委員会

- 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二

規 則

山梨県規則第三十二号

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二項第三号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第五号様式の三中
7 定款の変更に係る登記に関する書類の写し

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面を

「6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県製菓衛生師法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県製菓衛生師法施行細則等の一部を改正する規則

(山梨県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十一年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式中「若しくは住民票」を「又は住民票」に、「事項」を「事項(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中长期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者)にあっては、住民基本台帳法

第30条の45に規定する国籍等)に、「又は外国人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者)にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改める。

第八号様式中「戸籍謄本、戸籍抄本もしくは戸籍記載事項証明書または外国人登録済証明書」を「母譜の原因たる事実を証する書類」に改める。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書」として「(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ」に改める。

(山梨県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県個人情報保護条例施行規則(平成十七年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 開示請求書を実施機関に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、

第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を実施機関に提出すれば足りる。

一 第一項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを

一

二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(山梨県製菓衛生師法施行細則の一部改正に伴つ経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県製菓衛生師法施行細則第七号様式による製菓衛生師免許申請書及び第八号様式による製菓衛生師名簿訂正申請書は、この規則による改正後の山梨県製菓衛生師法施行細則第七号様式による製菓衛生師免許申請書及び第八号様式による製菓衛生師名簿訂正申請書とみなす。

(山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正に伴つ経過措置)

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第二号様式による一般廃棄物処理施設設置許可申請書は、この規則による改正後の山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第二号様式による一般廃棄物処理施設設置許可申請書とみなす。

(山梨県個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴つ経過措置)

4 第三条の規定による改正後の山梨県個人情報保護条例施行規則（附則第七項において「改正後規則」という。）の規定の適用については、中长期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者をいう。次項において同じ。）が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。次項において「改正法」という。）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下この項から附則第六項までにおいて「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この項において「特例法」という。）に定める特別永住者をいう。附則第六項において同じ。）が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

5 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる中长期在留者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するま

での期間とする。

一 永住者 改正法の施行の日（以下「法施行日」という。）から起算して三年を経過する日（法施行日に十六歳に満たない者にあつては、法施行日から起算して三年を経過する日又は十六歳の誕生日（当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人のつうう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。）のいずれか早い日）

二 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定され、同表の下欄（二に係る部分を除く。）に掲げる活動を指定された者 在留期間の満了の日又は前号に定める日のいずれか早い日

三 前二号に掲げる者以外の者 在留期間の満了の日（法施行日に十六歳に満たない者にあつては、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日のいずれか早い日）

6 附則第四項の規定により登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は、次の各号に掲げる特別永住者の区分に応じ、当該各号に定める日が経過するまでの期間とする。

一 法施行日に十六歳に満たない者 十六歳の誕生日

二 法施行日に十六歳以上の者であつて、旧外国人登録法第四条第一項の規定による登録を受けた日（旧外国人登録法第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の規定による確認又は旧外国人登録法第十一条第一項若しくは第二項の規定による申請に基づく確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日。次号において「登録等を受けた日」という。）後の七回目の誕生日が法施行日から起算して三年を経過する日までに到来するもの 法施行日から起算して三年を経過する日

三 法施行日に十六歳以上の者であつて、登録等を受けた日後の七回目の誕生日が法施行日から起算して三年を経過する日後に到来するもの 当該誕生日

7 改正後規則の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後規則第六条第三項第二号の書類とみなす。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号ホを削り、同号へ中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」の次に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」を加え、同号中へをホとし、トをへとする。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第二号イを次のように改める。

イ 住民票の写し（三か月以内に交付されたものに限る。）

第二十五条第一項中「届け出」を「届出」に、「、別記様式第二十八」を「別記様式第二十八」に改め、同条第二項中「届け出」を「届出」に改め、同項第一号中「（外国人である場合には外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条第一項に規定する登録証明書の写し）」を削る。

附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番